

**新型コロナウイルス感染症の  
電話相談(5月31日時点)**

**[発熱などの症状の相談]**かかりつけ医がいない場合＝電話でかかりつけ医へ ▶いない場合＝東京都新型コロナ相談センター ☎0120-670-440 \*受け付けは24時間(土・日曜日、祝日を含む) / 墨田区発熱・コロナ相談センター ☎5608-1443 \*受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く) \*感染症による不安やストレスなどの相談も可 \*診察が可能な区内の医療機関の一覧は都ホームページを参照 **[後遺症の相談]** 墨田区後遺症相談センター ☎5608-1443(最初に「後遺症の相談」と伝える) \*受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

**新型コロナワクチン接種の問合せ**

墨田区コロナワクチン接種問い合わせダイヤル ☎0120-714-587 \*受け付けは午前8時半～午後5時15分(土・日曜日、祝日を含む)

**新型コロナウイルス感染症と新型コロナワクチン接種に関する  
最新情報は区ホームページをご覧ください**

新型コロナウイルス感染症 | 新型コロナウイルス接種

区 HP    | 区 HP   

**就任しました  
区議会議員・副議長、副区長、  
区議会議員選出監査委員**

5月29日に開かれた令和5年度墨田区議会定例会招集議会で、議長に福田 はるみ氏、副議長にはねだ 福代氏が選出され、同日付けで就任しました。

また、副区長に岸川紀子氏、区議会議員選出の監査委員に加納 進氏が選任同意され、同日付けで就任しました。



福田 はるみ 議長



はねだ 福代 副議長



岸川紀子 副区長



加納 進 監査委員

**一人暮らしの体験の場を提供します  
自立生活体験事業**

区では、精神障害をお持ちの方で、自分らしい暮らし方を探す・めざす人を支援するサービス「自立生活体験事業」を実施しています。一人暮らしに向けた体験や気分転換、休息など、様々な目的で利用できます。

**[とくろ]**区内グループホーム内 **[対象]**墨田区に住民登録がある18歳以上で、精神科へ通院・入院している方 \*ほかにも要件あり **[費用]**▶1泊＝250円 ▶日帰り＝100円 \*最長6泊7日まで **[相談・見学の申込み]**事前に事業名・住所・氏名・電話番号を、電話またはEメールでNPO法人自立支援センターふるさとの会 ☎5819-3254・info-gh@hurusatonokai.jpへ \*相談・見学後に利用申請(結果は別途通知) \*実施場所等の詳細は申込先へ **[問合せ]**保健予防課精神保健係 ☎5608-6506

**受け付けが始まっています  
受験生チャレンジ支援貸付事業**

中学校3年生、高校3年生等の進学を支援するため、保護者に学習塾等の費用と受験費用を貸し付けます。なお、入学した場合などは、返済が免除となります。

**[対象]**次の全ての要件を満たす生計中心者▶5年

4月1日現在で中学校3年生または高校3年生、それらに準ずる子ども(高卒認定合格者、中学校・高校既卒者)を養育している ▶世帯(父母等養育者)の総収入または総所得金額が一定の基準以下である \*ほかにも要件あり **[貸付限度額]**▶学習塾等受講料＝20万円 ▶高校受験料＝2万7400円 ▶大学受験料＝8万円 **[問合せ]**厚生課厚生係(区役所3階) ☎5608-6151 \*詳細は問合せ先で配布するパンフレットまたは区ホームページを参照



**手続等をお忘れなく  
児童手当・児童育成手当**

毎年6月に提出をお願いしていた児童手当の現況届は、令和4年度から原則提出不要となりました。引き続き児童手当の現況届の提出が必要な方(児童と別居している方等)と児童育成手当を受けている方には、今月上旬に現況届を送付しました。現況届の提出は、子どもの養育状況等を確認し、児童手当・児童育成手当の6月分～翌年5月分の支給の可否を決めるために必要な手続です。提出がない場合、手当が受けられなくなりますので、現況届が届いた方は、6月30日(必着)までに提出してください。

**■6月期分(2月分～5月分)の支給**

児童手当・児童育成手当の6月期分を今月中旬に指定の口座へ振り込みます。個別に振り込みの通知はしませんので、通帳記入等でご確認ください。また、6月期分の振り込み後に金融機関・支店・口座番号を変更する場合は、必ず届出をしてください。

**[問合せ]**子育て支援課児童手当・医療助成係(区役所4階) ☎5608-6160

**保護者の負担を軽減します  
私立幼稚園等の保育料等補助金**

区では、私立幼稚園等に通園している子どもの保護者に、下表のとおり入園料補助金と保育料補助金を交付しています。詳細は問い合わせるか、区ホームページをご覧ください。

**[対象]**次の全ての要件を満たす方▶4月1日以降、墨田区に住民登録がある ▶3歳児～5歳児を私立幼稚園等に通園させている ▶入園料および保育料を納めている **[申込み]**随時、通園している私立幼稚園等へ **[問合せ]**子ども施設課保育係 ☎5608-1583



補助金名	補助金額	交付方法等
入園料補助金	園児1人につき7万円	保護者に直接交付
保育料補助金	世帯の特別区民税等の所得割課税額に応じて決定	3万1000円までは幼稚園が代理受領し、3万1000円を超える場合は、差額を保護者に年3回交付

**子どものより良い成長を願って  
家庭教育学級補助金**

区では、保護者が学び合える「家庭教育学習会」を自主的に開催するための経費の一部を、補助金として交付しています。

**[対象]**区内の保育所や幼稚園、小・中学校の父母の会・PTA、社会教育関係登録団体など **[定員]**先着13団体程度 **[補助上限額]**3万400円 **[申込み]**事前に申請書を直接または郵送で〒130-8640 地域教育支援課地域教育支援担当(区役所11階) ☎5608-1433へ \*申請書は申込先

で配布しているほか、区ホームページからも出力可 \*受け付けは6年2月9日まで



**書類の提出が必要です  
墨田区価格高騰重点支援給付金**

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい世帯(住民税非課税世帯等)に対し、墨田区価格高騰重点支援給付金を支給します。対象や申込み等の詳細は下表をご覧ください。

**[給付金額]**1世帯当たり3万円 **[申請期限]**9月30日(消印有効) **[問合せ]**墨田区価格高騰重点支援給付金専用ダイヤル ☎6732-8471 \*受け付けは6月14日からの月曜日～金曜日の午前8時半～午後5時(6月～7月は土・日曜日、祝日も受付可)

区分	要件	申込み
基本対象世帯	次の全ての要件を満たす世帯の世帯主▶4月1日時点で墨田区に住民登録がある ▶世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である	必要書類を申請期限までに〒130-8770 厚生課臨時特別給付金担当へ *対象世帯には必要書類等の詳細が記載された確認書を▶1月1日時点で墨田区に住民登録がある方＝6月14日に送付 ▶1月2日～4月1日に墨田区に住民登録をした方＝7月中旬以降順次送付
特例対象世帯	次の全ての要件を満たす世帯の世帯主▶4月2日～6月1日に墨田区に住民登録をした▶世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である ▶4月1日以降に、墨田区以外の市区町村から価格高騰重点支援給付金と同等の給付金を受給していない	電話で問合せ先へ(受け付け後、申請書等を送付)

- ① 条例により住民税均等割が全額免除されている世帯員を含みます。
- ② 住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外です。
- ③ 配偶者からの暴力を理由に避難している等、配慮が必要な方も、一定の要件を満たす場合に、本給付金の対象となる可能性があります。詳細は問い合わせるか、区ホームページをご覧ください。